

平成 18 年 2 月

会 員 各 位

社団法人東京建設業協会

「災害時における応急対策業務に関する協定」一覧表のご送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃当協会の運営に種々ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当協会では、以前より東京都知事及び東京都各局と「災害時における応急対策業務に関する協定」を、又関東地方整備局東京国道事務所と「大規模地震時の緊急巡回活動に関する協定」を締結し、災害時の応急業務協力の一環として関係機関との連携を図ってまいりました。

つきましては、これを「災害時における応急対策業務に関する協定」一覧表としてご送付し、あらためまして会員の方々に協定締結についてお知らせする次第です。よろしく願い申し上げます。

なお、既にご案内のとおり、本年 5 月 1 日から経営事項審査の評価項目に防災協定締結の有無が付け加えられることとなり、国、地方公共団体等と防災協定を締結している団体に加入する建設業者のうち、証明書等により防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業が加対象となります。

当協会では、証明書の発行準備を進めており、詳細決定後、改めてご案内させていただきます。

「災害時における応急対策業務に関する協定」一覧表

〔東京都知事〕

S50. 4. 1 締結 災害時における応急対策業務に関する協定 資料1 …… 1頁

〔東京都住宅局〕(現:都市整備局)

S50. 12. 3 締結 災害時における応急対策業務に関する実施細目 資料2 …… 3頁

〔東京都建設局〕

H 8. 7. 1 改正 (〃) 災害時における応急対策業務に関する細目協定 資料3-2…11頁

H 9. 9. 1 締結 (河川) 災害時における応急対策業務に関する細目協定 資料3-3…13頁

〔東京都水道局〕

S54. 8. 31 締結 災害時における応急対策業務に関する細目協定 資料4 ……15頁

〔東京消防庁〕

S57. 2. 1 締結 災害時における救助・救急業務に関する協定 資料5 ……19頁

〔東京都交通局〕

H11. 12. 24 締結 災害時における応急対策業務に関する細目協定 資料6 ……21頁

〔東京都下水道局〕

H13. 9. 4 締結 災害時における応急対策業務に関する細目協定 資料7 ……25頁

〔国土交通省関東地方整備局東京国道事務所〕

H17. 4. 11 締結 大規模地震時の緊急巡回活動に関する協定 資料8 ……27頁

災害時における応急対策業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき災害時における民間協力計画の一環として、東京都が社団法人東京建設業協会に対し、災害応急対策業務に関する協力を行うことを求めるときの手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 東京都知事(以下「甲」という。)は、災害が発生し東京都のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により社団法人東京建設業協会長(以下「乙」という。)に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

(業務の指示)

第3条 甲は、災害の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める東京都各局の分掌事務に従い所管業務局長より業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

(建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲の要請があつたときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

(費用負担)

第5条 甲の使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

(請 求)

第6条 乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における
通常の実費用を甲に請求するものとする。

(協 議)

第7条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協
定の実施に関し必要な事項は、甲（又は所管業務局長）と乙が
協議して定めるものとする。

(雑 則)

第8条 この協定は、昭和50年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙配名押印の
うえ、各自1通を保有する。

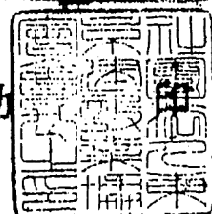
昭和50年4月1日

甲 東京都知事 美濃部 亮



乙 社団法人

東京建設業協会長 戸田 順之 助



災害時における応急対策業務に関する協定実施細目

(実施細目の趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務に関する協定（昭和50年4月1日東京都、社団法人東京都建設業協会間協定）第7条に基づき東京都住宅局（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）との間に、建設業者が行う応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理その他甲が必要とする災害応急対策業務（以下「応急業務」という）の円滑かつ迅速な処理を期するため必要事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため必要な事項について乙に協力の要請をすることができる。

(連絡員)

第3条 乙は、甲から災害発生のおそれがある旨又は災害が発生した旨の通報を受けた場合は、必要に応じて連絡員を甲の指定する場所に派遣し、応急業務に関する事項について、甲との連絡に当たらせるものとする。

(建設資機材等の提供)

第4条 乙は、甲が乙に対して災害発生により応急業務に従事す

ることを要請した場合、又は甲が建設業者に対して公用令書を交付する場合は、甲の求に応じて建設業者の選定並びに建設用資材、機械及び労力等のあつせんについて甲に協力するものとする。

（緊急工事）

第5条 建設業者は、乙の選定を受けて応急業務に従事し、又は甲の交付する公用令書により応急業務に従事する場合で、公共の安全確保その他の理由により緊急に工事を施行する必要があるときは、甲の指示により通常の事務手続を経ないで工事を施行することができる。ただし、事後直ちに所定の事務手続をとるものとする。

（費用の請求）

第6条 応急業務に従事した建設業者は、これに要した費用を当該業務の終了後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

（腕章）

第7条 乙は、甲が第4条の規定に基づき選定された建設業者に対して交付する腕章（現場用）の着用について協力するものとする。

（会員名簿の提出）

第8条 乙は、乙に加盟する建設業者の会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があつた場合は、その都度報告

を行うものとする。

(協 議)

第 9 条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(適 用)

第 10 条 この実施細目は昭和50年12月3日から適用する。

この実施細目を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和50年12月3日

甲 東京都住宅局長 児 玉



乙 社団法人

東京建設業協会長 戸 田 順之助



災害時における応急対策業務に関する細目協定

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人 東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和 50 年 4 月 1 日をもつて甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第 7 条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第 1 条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路における損壊箇所
の応急措置及び障害物の除去（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第 2 条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「
会員」という。）の業務実施区間は、別表のとおりとする。

2 前項の業務実施区間又は会員を変更しようとするときは、
あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の報告）

第 3 条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な
建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）をは
握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があつたとき、または、
甲の要求があつた場合は、保有状況を速やかに甲に報告する

ものとする。

(出動の要請)

第 4 条 甲は乙に対し、前条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して、建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

(業務の実施)

第 5 条 乙は、前条に基づく出動要請があつたときは、会員をして建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があつたときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務実施区間を所管する東京都建設事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

(業務の指示)

第 6 条 業務の指示は、所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第 7 条 会員は、業務が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

(実費用の請求及び支払い)

第8条 会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務従事者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の災害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

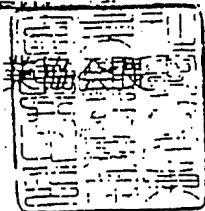
この協定を証するため、2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

昭和53年6月1日

甲 東京都知事印



乙 社団法人東京建設業協会印





災害時における応急対策業務に関する細目協定

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは昭和50年4月1日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置並びに障害物の除去（以下「本業務」という。）とする。

（業務実施区間）

第2条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める表のとおりとする。

2 前項の業務実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第4条 甲は乙に対し、前条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

3 乙及び会員は、東京地方に震度6以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、甲からの要請があったものとみなし自主的に出動するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、前条に基づく出動要請（前条第3項の場合を含む。）があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請（前条第3項の場合を含む。）があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務実施区間を所管する東京都建設事務所長及び東京港管理事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

（業務の指示）

第6条 業務の指示は、所長が行うものとし、会員は、その指示に従うものとする。

2 第4条第3項により出動した会員は、別に定める「緊急道路啓開作業マニュアル」に基づき、業務実施区域の被害状況の把握、応急対策業務を実施するものとする。

(業務の完了)

第7条 会員は、業務が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

(実費用の請求及び支払い)

第8条 会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の災害保障)

第10条 甲は、会員の業務従事者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

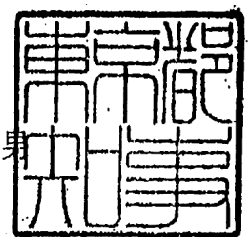
(雑 則)

第12条 昭和53年6月1日付「災害時における応急対策業務に関する細目協定」は、この協定締結の日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年7月18日

甲 東京都知事
青島幸



乙 社団法人東京建設業協会 会長
佐藤嘉





災害時における応急対策業務に関する細目協定

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは昭和50年4月1日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、河川における損壊箇所の応急復旧並びに河道内障害物の除去（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施区間）

第2条 乙に属する会員のうち業務等に従事する者（以下「会員」という。）の業務等実施区間は、都内河川のうち、甲乙協議により詳細を別途定めるものとする。

2 前項の業務等実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙はあらかじめ会員が保有する災害時に稼働可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第4条 甲は乙に対し、第2条の業務等実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

（業務等の実施）

第5条 乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務等実施区間へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、業務等実施区間へ出動し、業務等を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務等実施区間を所管する東京都建設事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

（業務等の指示）

第6条 業務等の指示は、所長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の完了）

第7条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第8条 会員は、業務等完了後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の要求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の処置）

第9条 業務等の実施に伴い、甲及び乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙が協議し、定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務等従事者が、業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第11条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑 則)

第12条 この協定は、平成9年9月1日から適用する。

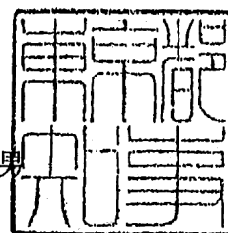
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日



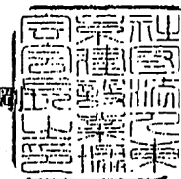
甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東 京 都

東京都知事 青 島 幸 男



乙 東京都中央区八丁堀二丁目5番1号
社団法人 東京建設業協会

会 長 佐 藤 嘉 男





災害時における応急対策業務に関する 細目協定

東京都水道局（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付をもつて東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に要請する業務は、配水管等の水道施設の応急復旧及び障害物の除去（以下「業務」という。）とする。

（建設資機材等の報告）

第2条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な建設資材及び労力（以下「建設資機材等」という。）をは握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があつたとき、又は甲の請求があつた場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は乙に対し、日時及び場所を指定して、文書又は電話等の方法により建設機材等の出動を要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条に基づく甲の出動要請があつたときは、会員をして建設資機材等を業務実施場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出勤要請があつたときは、当該場所へ出勤し、業務を実施するものとする。

3 会員は、出勤後直ちに、現場責任者、出勤時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は甲が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

(支給材料)

第6条 本業務に必要とする水道管及び弁、栓等の材料は、甲が支給するものとする。

(業務の完了)

第7条 会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

(実費用の請求及び支払い)

第8条 会員は、前条により甲に報告後、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

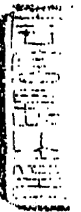
2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を精査確認し、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務従事者が、本業務においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡

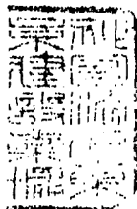


した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和38年条例第38号）に定めるところに準じ、その損害を補償する。

（協 議）

第11条 この協定の各条項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

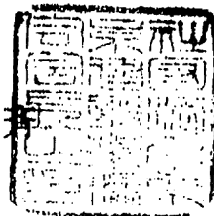
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

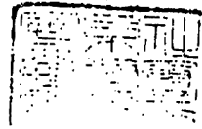
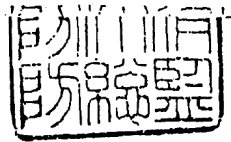


昭和54年 8 月 31日

甲 東京都水道局長
船 木 喜久郎

乙 社団法人 東京建設業協会
会 長 飛 鳥





災害時における救助・救急業務に関する協定

東京消防庁（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定第7条の規定に基づき、甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 この協定により甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業（以下「業務」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、消防署長（以下「署長」という。）をして、乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、日時及び場所を指定して、文書・電話等の方法により建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、会員に対し、建設資機材等の出動を要請したときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（業務等の実施）

第3条 会員は、前条の規定に基づき、出動要請を受けたときは、指定された場所に出動し、署長の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 会員は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出勤責任者、出勤時間、建設資機材等を出動要請をした署長に通知するものとする。

3 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 会員は、前条第1項に基づく業務の終了後、別紙様式により、署長の認定を受けて、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、業務に従事した会員が、この協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和41年東京都条例第84号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(建設資機材等の調査)

第7条 乙は、甲が毎年1回実施する会員の災害時における可動可能な建設資機材等の調査に協力するものとする。

(会員名簿の提出)

第8条 乙は、会員名簿を毎年1回甲に提出するものとし、会員に異動があったときは、その都度、通知するものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

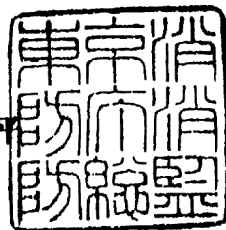
(適 用)

第10条 この協定は、昭和57年 2 月 1 日から適用する。

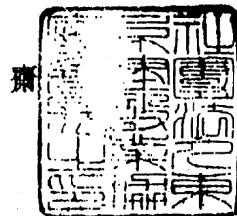
甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和57年 2 月 1 日

甲 東京消防庁
消防総監 曾 根 晃 平



乙 社団法人東京建設業協会
会 長 飛 島 齊



災害時における応急対策業務に関する細目協定

東京都交通局（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付をもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に要請する業務は、都営地下鉄の土木・建築施設における被害箇所の応急措置及び復旧（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施場所）

第2条 乙に所属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）の業務等実施場所は、甲乙協議により別途定めるものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ会員が保有する都内及びその周辺で災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は、甲の請求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出勤の要請）

第4条 甲は乙に対して、日時及び場所を指定して、文書又は電話FAXにより建設資機材等の出勤を要請するものとする。

- 2 前項にかかわらず、甲は、緊急に応じて、会員に対し出動を直接要請することができるものとする。

(業務等の指示)

第5条 業務等の指示は、建設工務部長が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

(業務等の実施)

第6条 乙は、4条に基づく甲の出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施場所へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

- 2 会員は、出動要請があったときは、当該場所へ出動し、業務等を実施するものとする。

- 3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

(業務等の完了)

第7条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに建設工務部長に報告するものとする

(実費用の請求及び支払)

第8条 会員は、前条により建設工務部長に報告後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 業務等の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務従事者が、業務等においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年都条例第38号)に定めるところに準じ、その損害を補償する。

(協 議)

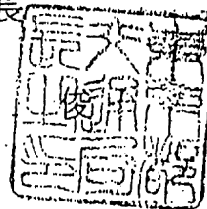
第11条 この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成11年12月24日

甲 東京都交通局長

横 溝 清



乙 社団法人 東京建設業協会

会 長 前 田 靖





災害時における応急対策業務に関する細目協定

東京都下水道局長（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）とは、昭和50年4月1日付けをもって東京都知事と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、東京都下水道局の土木・建築施設における被害箇所の応急措置及び復旧（以下「業務等」という。）とする。

（業務等実施場所）

第2条 乙に所属する会員のうち業務等に従事するもの（以下「会員」という。）の業務等実施場所は、甲乙協議により別途定めるものとする。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ、会員が都内及びその周辺に保有する災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、建設資機材等に著しい変化があった場合又は甲の請求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第4条 甲は乙に対して、具体的災害の状況に応じて、日時及び場所を指定して、文書又は電話、ファクシミリ等の方法により建設資機材等の出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、緊急時においては、会員に対し直接出動を要請することができるものとする。

（業務等の指示）

第5条 業務等の指示は、当該業務等実施場所を所管する管理事務所長、水処理センター所長又は流域下水道本部技術部長（以下「指示者」という。）が行うものとし、会員はその指示に従うものとする。

（業務等の実施）

第6条 乙は、第4条の規定による甲の出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務等実施場所へ出動させ、業務等を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請があったときは、指定された業務等実施場所へ出動し、業務等を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を指示者に報告しなければならない。

（業務等の完了）

第7条 会員は、業務等が完了したときは、直ちに指示者に報告するものとする。

(実費用の請求及び支払い)

第8条 会員は、前条の規定による報告後、当該業務等に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 業務等の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第10条 甲は、会員の業務従事者が、業務等においてその者の責に帰さない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年 東京都条例第38号)に定めるところに準じ、これを補償するものとする。

(協 議)

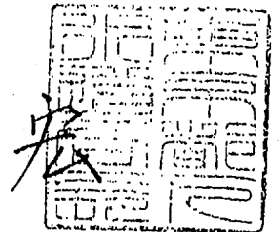
第11条 この協定の各条項について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成13年 9月 4日

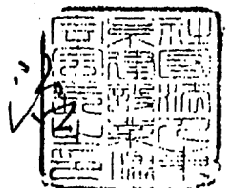
甲 東京都公営企業管理者
下水道局長

鈴木



乙 社団法人 東京建設業協会長

荊田



大規模地震時の緊急巡回活動に関する協定書

国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会長（以下「乙」という。）は、大規模地震時の道路被害等に関する緊急巡回に係る活動（以下「緊急巡回活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の災害初動時の対応が円滑になるように、民間企業の協力を得て被災情報の迅速な収集を行うために、甲が乙に対し、緊急巡回活動に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

2 乙の活動は無報酬で行うものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模地震が発生した場合、乙に対し、緊急巡回活動の協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。

3 乙に属する会員（以下「会員」という。）のうち緊急巡回活動に従事するもの（以下「巡回員」という。）は、東京都23区内に震度6弱以上（気象庁発表）の地震が発生した場合、甲からの要請があったものとみなし、可能な範囲で自主的に出動するものとする。

（活動の内容）

第3条 甲が会員に実施を要請する緊急巡回活動は、あらかじめ割当てられた区間の被害状況を把握し、その結果を東京国道事務所又は最寄りの出張所に報告することである。

2 第2条第3項により出動した巡回員は、別に定める「情報把握マニュアル」に基づき、緊急巡回を実施するものとする。

（活動の実施区間）

第4条 巡回員の活動実施区間は、別に定める表のとおりとする。

2 前項の活動実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ甲乙相互に協議するものとする。

（活動の報告）

第5条 巡回員は、第3条の活動を行った場合には、速やかに（発災後1時間以内を目安）甲に報告し、緊急巡回活動を終了した後に所定の活動記録様式を甲に提出する。

(防災訓練への参加)

第6条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。訓練の内容は別途甲乙調整して定めるものとする。

(安全性の確保)

第7条 巡回員は、緊急巡回活動中に危険が生じた場合、又は危険が生じる恐れのある場合等、二次災害に巻き込まれないように巡回員の判断で活動を中止することができる。この場合、巡回員は速やかに甲に連絡するものとする。

2 巡回員の活動時に生じた損害については、甲は補償しないものとする。よって、巡回員の活動は巡回員の責任の範囲で実施するものとし、活動時の安全性については十分配慮するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

(発 効)

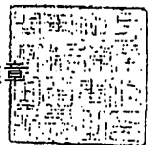
第9条 この協定は、平成17年6月1日から発効する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年4月11日

甲 国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所長

石川 雄章



乙 社団法人東京建設業協会会長

白石 孝詮

